

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、令和二年七月一日から九月三十日までとする。

令和二年十一月十七日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役 松崎 孝夫

- 1 支援決定を行った件数  
一件
- 2 買取申込み等期間の延長の決定を行った件数  
該当なし
- 3 支援決定を撤回した件数  
該当なし
- 4 買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額  
該当なし
- 5 出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額  
該当なし
- 6 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（債務の免除 該当なし、その他 六件  
債権の免除 該当なし、その他 六件  
当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）  
四億四千七百六十八万四千元  
処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）  
該当なし

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要

- 一 宮城県沿岸部の自動車整備業者（津波により事務所・工場が浸水し、建物内の機械等が一部損壊）
- 二 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により事務所・倉庫・工場が流出）
- 三 青森県沿岸部の小売業者（停電等による営業時間短縮に伴う売上減少）
- 四 茨城県沿岸部の金属製品製造業者（震災により工場が一部破損、受注先の生産停止により売上が減少）
- 五 宮城県沿岸部の技術サービス業者（津波により本社が全壊、車両が流出）
- 六 福島県中通りの総合建設業者（震災により事務所が一部損壊、受注工事にかかる費用等が高騰）
- 七 宮城県沿岸部の介護事業者（津波により建物が浸水、設備等の買い替えを余儀なくされた）

対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額  
二億七千五百七十七万三千円